

# 男女共同参画プラン は や ま (第2次)

『男女が協力する すてきな まちづくり』  
～あなたが創るパートナーシップ～



葉山町  
2009



## も く じ

1	プラン策定の背景・目的 .....	P.4
2	プランの性格 .....	P.5
3	プランの期間 .....	P.5
4	基本構想 .....	P.6
5	基本目標 .....	P.7
6	施策の体系 .....	P.8
7	基本計画 .....	P.9
	基本目標	
	1 男女共同参画のさらなる意識づくり .....	P.9
	人権の尊重	
	男女共同参画意識を高める啓発活動	
	男女共同参画を推進する教育や学習の推進	
	異性に対するあらゆる暴力の根絶	
	2 あらゆる分野での男女共同参画の推進 .....	P.14
	政策や方針決定の場における女性の積極的な登用	
	家庭や地域活動への男女共同参画の促進	
	3 男女がともに働きやすい環境づくり .....	P.17
	職場における男女平等の推進	
	多様な働き方を可能にする労働条件や労働環境の改善	
	女性のチャレンジ支援	
	仕事と家庭・地域活動との両立への支援	
	4 男女の自立促進と健康づくりへの支援 .....	P.22
	高齢者や障害者の自立の支援	
	生涯を通じた健康づくりの支援	
	5 計画の推進 .....	P.26
	プランの進行管理・見直し	
	町（行政）、町民及び事業者との連携	

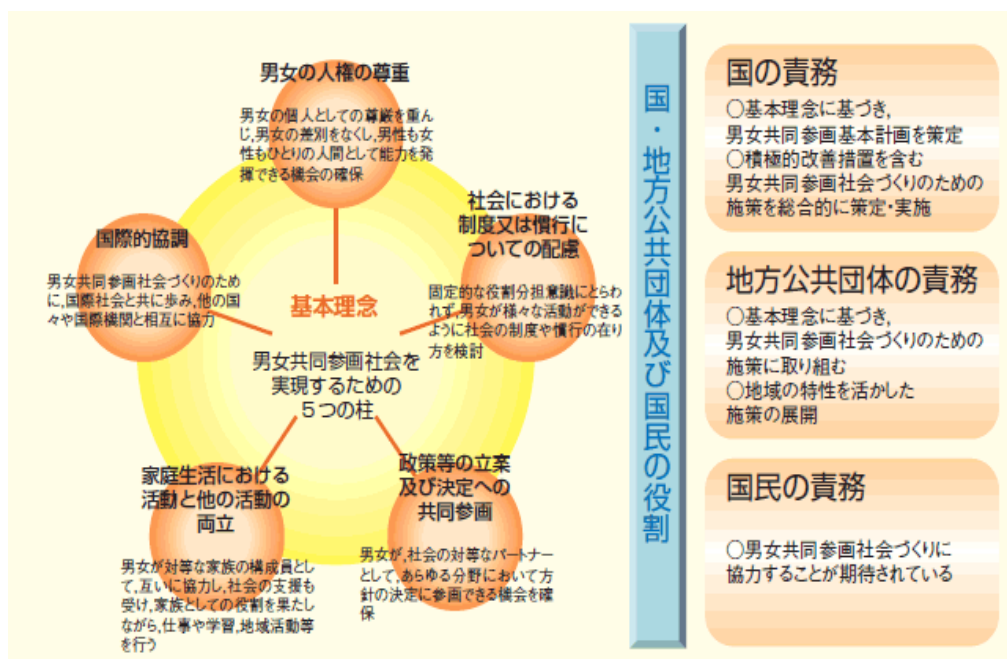
# 1 プラン策定の背景・目的

我が国は、現在、少子・高齢化や国際化、高度情報化、国内外の経済問題、環境問題など大きな時代の転換期を迎えています。また、家族形態やライフスタイルに対する考え方が多様化し、仕事と生活との調和のとれたくらしの実現が求められてきており、このため国では、男女がその個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会の実現」を21世紀の最重要課題に位置づけ、様々な取り組みを進めています。

平成11年6月に男女共同参画社会基本法が公布・施行され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は重要な課題となっています。男女共同参画社会形成に向けた法律、制度等は整備されつつありますが、現実の生活の場では様々な場面において、男女不平等な慣習や慣行、固定的な性別役割分担の意識が依然として根強く残っております。

そのため、葉山町でも、さらなる男女共同参画社会の実現をめざすため、本町のおかれている実情や特性を踏まえつつ、国及び県の計画と整合性の取れた町の取り組みを明確にしていくことが必要になってきています。

そこで、ここに男女共同参画社会の実現に向けた、町の施策や事業の基本となる「男女共同参画プランはやま(第2次) 男女が協力する すてきな まちづくり ~あなたが創るパートナーシップ~」を策定し、関係する事業を計画的に推進していくものです。

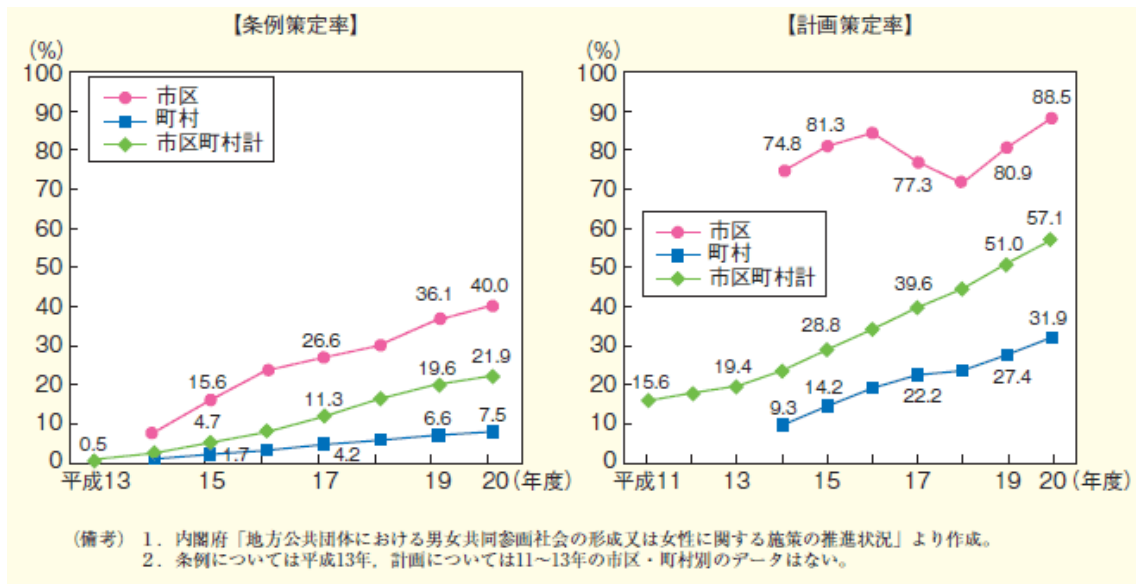


資料：内閣府「男女共同参画白書」

## 2 プランの性格

このプランは、「男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)」に基づき、国の「男女共同参画基本計画(第2次)及び神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン(第2次)」の趣旨を踏まえて策定しています。

男女共同参画社会を実現していくための基本的な目標を明らかにするとともに、葉山町として実施可能な施策を総合的、体系的に推進するために策定したものです。



資料：内閣府「男女共同参画白書」

## 3 プランの期間

- ・基本構想の実現に向けた取り組み期間は平成22年度から平成26年度までの5年間とします。
- ・基本目標の実施期間は平成22年度から平成26年度の5年間とします。ただし、期間内であっても事業の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じローリング方式により見直しを行います。

## 4 基本構想

風光明媚な景観をもつ葉山町は、豊かな自然を残しつつ東京への通勤圏内でもあり住宅地として発展し、御用邸の町としても知名度を誇る町でもあります。

町の人口は毎年微増し、若い世代の定着も進んでいますが、今後、急速な少子・高齢化が予想されています。

このような変化の中、今後も住みやすく、活力のある町として発展していくためには、町民一人ひとりが、性別に関係なく、それぞれの個性を輝かせ、様々な活動に取り組んでいくことが重要です。

そこで、本プランは、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性に鑑み、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進します。

また、男女共同参画社会の実現を目指し、うるおいのある豊かな心を創造する地域社会を、行政だけでなく、対等なパートナーである町民とともに構築していくものです。

葉山町での基本構想を推進し実現するため、「男女が協力する すてきな まちづくり ~あなたが創るパートナーシップ~」を基本理念に掲げます。



男女が協力する すてきな まちづくり  
~あなたが創るパートナーシップ~

## 5 基本目標

### 基本目標1 男女共同参画のさらなる意識づくり

男女共同参画に関する様々な啓発活動を行うとともに、学校教育・生涯教育等を通じた男女共同参画社会を推進する教育を充実し、男女共同参画社会への町民のさらなる理解を深め、人権が擁護できる環境を整備します。また、性に起因する人権侵害について気付き、理解できるような機会を提供します。

### 基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進

本町の審議会や委員会へ女性を積極的に登用し、政策や方針決定の場における男女共同参画を推進します。また、併せて地域活動への参加促進により、地域においても男女共同参画を推進します。

### 基本目標3 男女がともに働きやすい環境づくり

あらゆる「働く場」において、男女が平等に個性や能力を発揮して働ける環境の整備に努めます。

また、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について調和のとれた生活を推進し、ジェンダー（社会的性別）に関わる理解を深めます。さらに、子育て・介護等に対する様々な支援サービスの提供と充実を図ります。

### 基本目標4 男女の自立促進と健康づくりへの支援

高齢者や障害者が自立し、社会との関わりを持ち続け、安心して暮らせるように支援の充実を図るとともに、健康に対する正しい理解と対応を推進するため、生涯を通じた健康づくりを支援します。

### 基本目標5 計画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、条例制定や推進会議の設置に努め、町（行政）における男女共同参画の推進及び発信を図り、町民や事業所との連携により、総合的かつ効果的に推進するうえで必要な推進体制を構築します。



## 6 施策の体系

	基本目標	施策の方向
男女が協力する すてきな まちづくり	1 男女共同参画のさらなる意識づくり	<p>人権の尊重</p> <p>男女共同参画意識を高める啓発活動</p> <p>男女共同参画を推進する教育や学習の推進</p> <p>異性に対するあらゆる暴力の根絶</p>
	2 あらゆる分野での男女共同参画の推進	<p>政策や方針決定の場における女性の積極的な登用</p> <p>家庭や地域活動への男女共同参画の促進</p>
	3 男女がともに働きやすい環境づくり	<p>職場における男女平等の推進</p> <p>多様な働き方を可能にする労働条件や労働環境の改善</p> <p>女性のチャレンジ支援</p> <p>仕事と家庭・地域活動との両立への支援</p>
	4 男女の自立促進と健康づくりへの支援	<p>高齢者や障害者の自立の支援</p> <p>生涯を通じた健康づくりの支援</p>
	5 計画の推進	<p>プランの進行管理・見直し</p> <p>町（行政）町民・事業者の連携</p>



## 7 基本計画

### 基本目標1 男女共同参画のさらなる意識づくり

平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、国や神奈川県、葉山町をはじめ、企業等においても男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みがなされてきました。

しかしながら、家庭や地域、社会において男女不平等な慣習や慣行、固定的な性別役割分担の意識が依然としてあります。

男女共同参画社会の形成は、まず個人としての尊厳が尊重されることが大前提です。このため、人権についての正しい理解を推進するとともに、町民の人権意識を高める啓発活動を充実させる必要があります。

さらに、日常生活のあらゆる場面で、男女がともに参画し、行動を共にし、一人ひとりの個性が輝くような男女共同参画社会の実現を目指して取り組むことが重要です。

この目標を達成するため、男女共同参画に関する正しい知識や理解を深めるよう啓発活動の充実を図ります。

#### 施策の方向

**人権の尊重**

**男女共同参画意識を高める啓発運動**

**男女共同参画を推進する教育や学習の推進**

**異性に対するあらゆる暴力の根絶**

## 人権の尊重

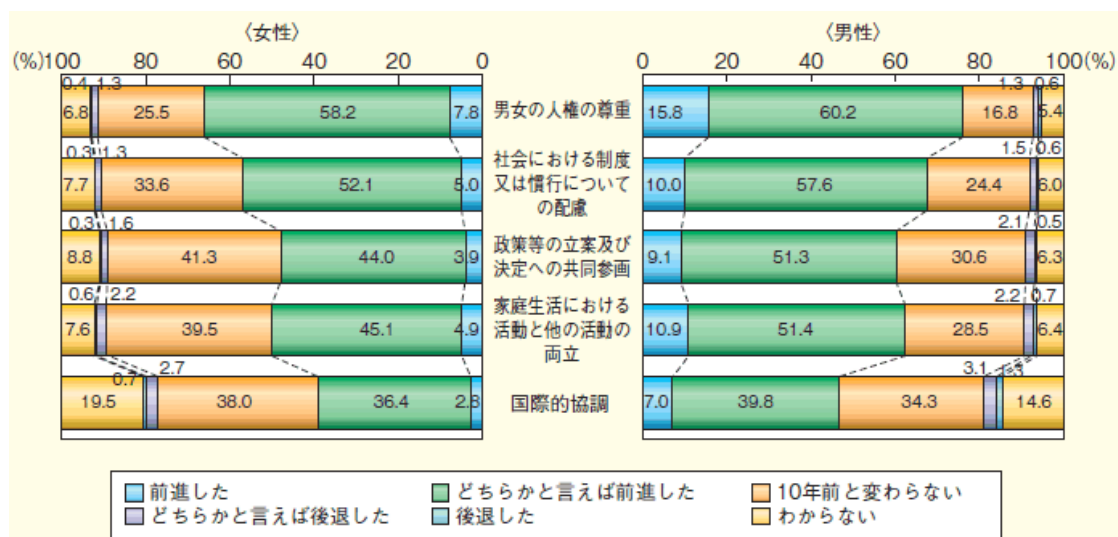
日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等に向けた様々な取り組みが着実に進められてきました。

男女がともに性別に関わりなく個人として人権が尊重されるよう、人権に関する相談事業、啓発活動、学習の機会の提供などの充実を図り、あらゆる場面を活用して啓発を図ります。

### 具体的施策

具体的施策	内容
人権に関する啓発活動の推進	人権啓発講演会を開催するとともに、人権啓発活動を推進します。
人権教育の推進	学校や家庭での教育において、人権問題をテーマにした講座や、考える機会を提供します。
人権相談窓口の開設	人権擁護委員による人権相談窓口を継続開設し、人権の啓発に努めます。

### 男女共同参画社会基本法の理念の実現状況についての評価（10年前との比較）（性別）



資料：内閣府「男女共同参画白書」

\* 「男女のライフスタイルに関する意識調査」より作成

## 男女共同参画意識を高める啓発活動

男女がともに、家庭や地域などの様々な場面で、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、それぞれのライフステージにおいた多様な学習機会の提供を充実するとともに、併せて啓発活動の充実を図ります。

### 具体的施策

具体的施策	内容
様々な啓発活動の実施	さらなる「男女共同参画社会」の実現を目指し、様々な啓発活動を実施します。
広報等による男女共同参画に関する啓発活動の推進	町広報やホームページ等を活用した啓発活動を推進します。
社会制度や慣行の見直しの推進	男女共同参画社会の実現の妨げとなっている、社会制度や慣行の見直しを図るため、広報や啓発に努めます。
男女共同参画講演会・講座の開催	男女共同参画社会の実現をテーマに講演会や講座を開催し、町民や職員の意識啓発を推進します。
刊行物における表現の配慮	町の発行する刊行物において、人権や男女共同参画の視点から適切な表現をするよう配慮します。

## 男女共同参画週間

毎年 6月23日 ~ 29日

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、全国各地で、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指した様々な行事が催されます。

## 男女共同参画を推進する教育や学習の推進

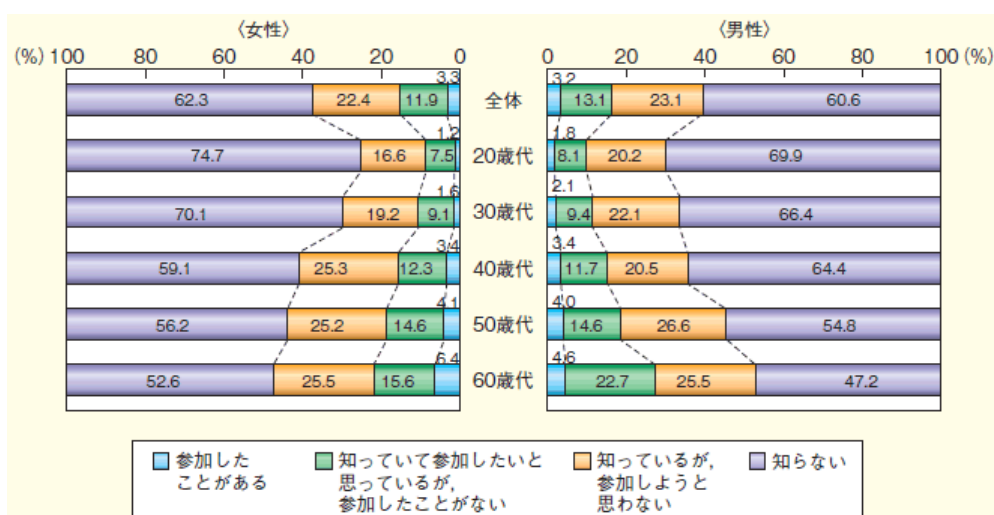
幼児から児童、生徒への発達段階に応じて男女平等意識の形成を図り、もって自立の意識を育むとともに、一人ひとりの個性や能力を尊重し、主体的に学び、考え、行動できる教育を推進します。

生涯を通じて、個人の尊厳と男女平等の意識を高め、男女共同参画に関する正しい知識を持つことができるような様々な学習機会の充実を図ります。

### 具体的施策

具体的施策	内 容
発達段階における男女平等を推進する教育の充実	保育園や幼稚園等、学校における各教科及び道徳、総合的な学習の場で男女平等の推進・いじめや暴力防止に関する教育の充実を図ります。
保育士、教職員等の指導者に対する研修の実施	教職員等の指導者に対し、男女平等の研修や講座を実施し、その実践に努めます。
保護者に対する男女共同参画推進の働きかけ	保護者に対する講演会や啓発活動を通じて、家庭や子育てにおける男女共同参画の必要性について、意識の高揚を図ります。
町民向け講演会・講座の実施	男女共同参画の意識の熟成を図ることを目的に、講演会や講座を開催します。

男女共同参画関係のイベントへの参加経験の有無（性別・年代別）



(備考) 内閣府「男女のライフスタイルに関する意識調査」(平成21年)より作成。

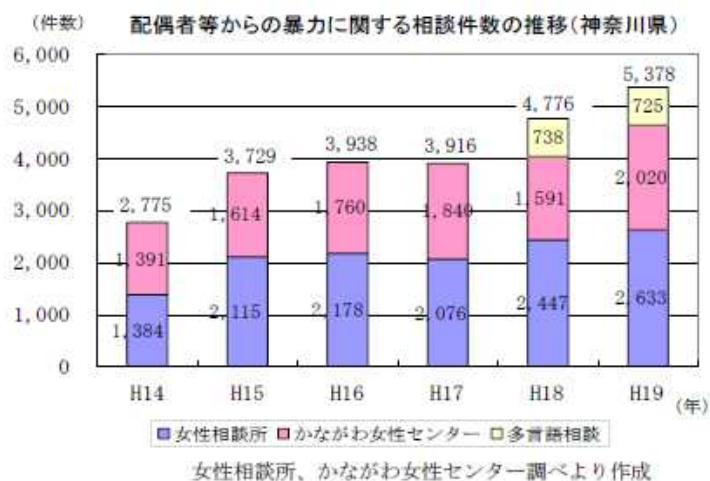
## 異性に対するあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクシャル・ハラスメント（セク・ハラ）、性犯罪やストーカー、パワーハラスメント（パワ・ハラ）等、あらゆる異性からの暴力を予防・防止するために、町民の認識や意識を高める啓発を推進します。

DV被害者を対象とする相談体制の充実や情報提供、また被害者の保護をはじめ、問題解決ができるよう関係各機関との連携を強化し、施策の充実を図ります。

### 具体的施策

具体的施策	内容
DVに関する広報・啓発活動の推進	DVに関する町民の認識を高め、被害者の早期相談を促すための啓発活動を推進します。 同時に、暴力の根絶を目指し、DVに関する啓発活動を推進します。
セク・ハラ、性犯罪、パワ・ハラ等の予防に関する広報、啓発活動の推進	主に女性が被害者となるあらゆる暴力についての町民の意識を高める広報や啓発活動を推進します。
DV等に関する相談体制の充実	女性センター、福祉事務所、警察等関係機関と連携し、DV被害者の相談体制の充実を図ります。
DV被害者等の保護・自立への支援	DV被害での一時保護をはじめ、自立して安心して生活できるよう関係各機関と連携して対応を図ります。



## 基本目標 2 あらゆる分野での男女共同参画の推進

男女共同参画を実現するためには、家庭や地域をはじめ社会のあらゆる分野から、政策や方針の決定の過程に女性が参画することは極めて重要なことであり、男女共同参画社会を実現する基礎です。

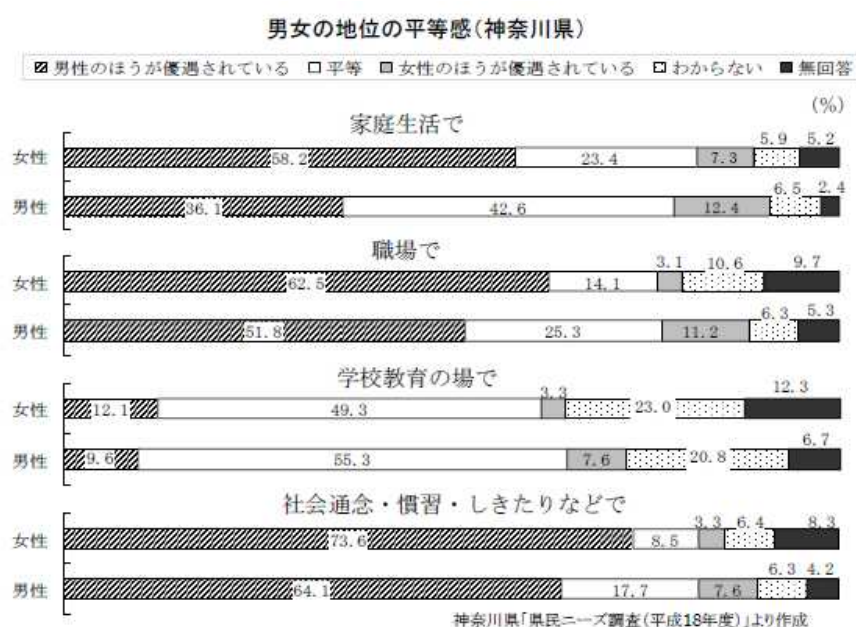
男女共同参画基本法には、参画において男女間に格差がある場合は、それを改善するために、積極的改善措置を実施することが含まれています。

このため、本町においても、様々な方針決定の場において、男女間の格差を是正するよう積極的な取り組みを行います。

### 施策の方向

政策や方針決定の場における女性の積極的な登用

家庭や地域活動への男女共同参画の促進



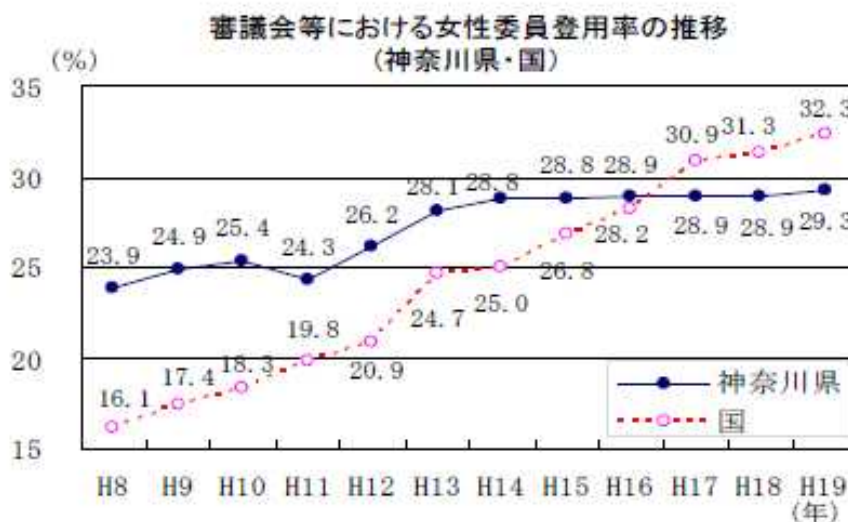
## 政策や方針決定の場における女性の積極的な登用

政策や方針の立案や決定に、女性の意見が反映されるように、町の審議会や委員会等への女性委員の登用を積極的に推進します。

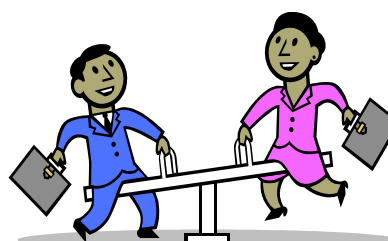
また、女性が社会に積極的に参画できるよう人材の発掘と育成に努めます。

### 具体的施策

具体的施策	内容
審議会、委員会等への女性委員登用の推進	女性委員の登用を積極的に推進します。また、登用状況について定期的に調査を行います。
女性管理職の登用の推進	女性管理職の登用を積極的に推進するため、人材育成講座・研修等の情報を提供します。



県は県民部、国は内閣府の調査より作成

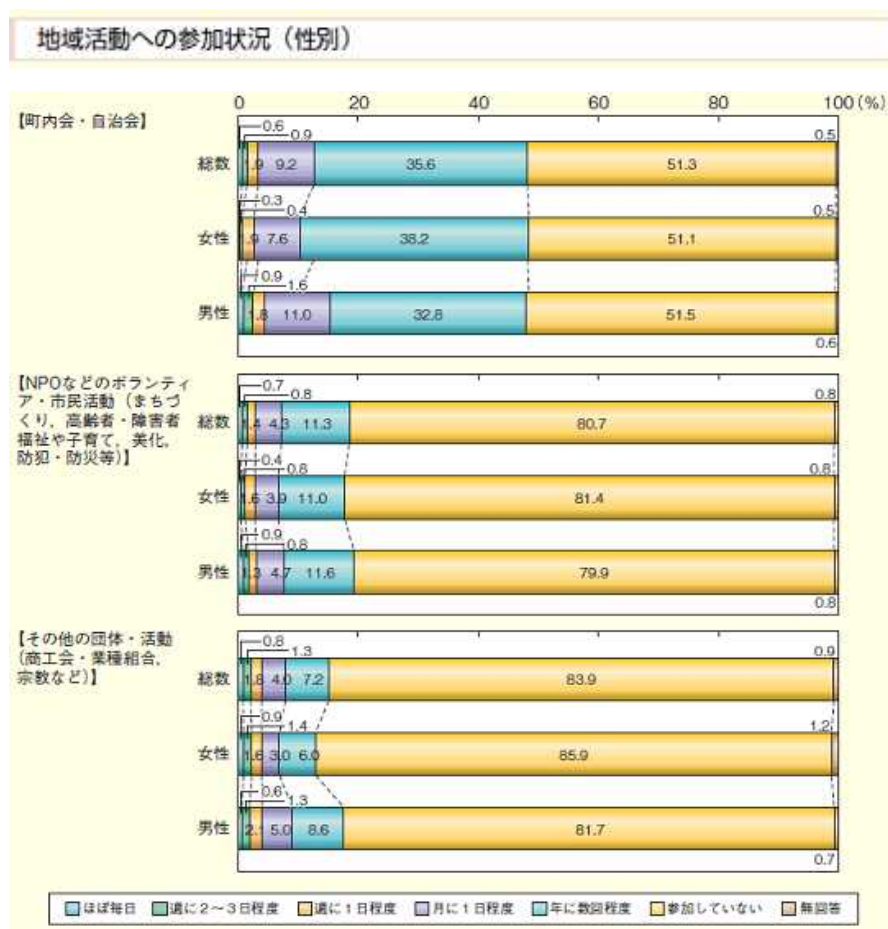


## 家庭や地域活動への男女共同参画の促進

男女がともによりよい家庭や地域づくりについて考え、行動することは、男女共同参画社会の実現の第一歩です。家庭生活や地域においても、様々な行動に参画できるよう支援します。

### 具体的施策

具体的施策	内容
地域活動等への参画の促進	男女がともに様々な地域活動に参画できるよう、啓発活動を促進します。
家庭生活における男女共同参画の促進	男女がともに家事、育児や介護等に参画するよう啓発活動を促進します。
新たな分野における男女共同参画への促進	防災・災害復興等、これまで男女共同参画の視点が十分に意識されなかった分野への取り組みを促進します。



資料：内閣府「男女共同参画白書」



### 基本目標3 男女がともに働きやすい環境づくり

男女共同参画社会の実現において、就業は生活の経済的基盤を形成するものであり、男女がともに自らの働きたい分野で個性や能力を発揮できる環境を整備することが大切で重要です。また、少子化により将来的な労働力不足が懸念されるなかで、特に女性の社会参画が求められております。

男女雇用機会均等法の改正等により、法的な就業環境の整備は着実に進んでいますが、現実には、雇用状況、昇給や昇格については、依然として男女格差があり、平等とは言えない現状です。

女性の就労条件を明確にし、女性の就労環境の改善を図ることが重要であることから、女性が性別により差別されることなく、なおかつ、母性が尊重され、充実した職業生活を送れるよう関係機関と連携しながら、事業主に対する情報提供についても行っていきます。

様々な分野において、男女がともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、行政が率先して環境づくりをしていくことが重要です。

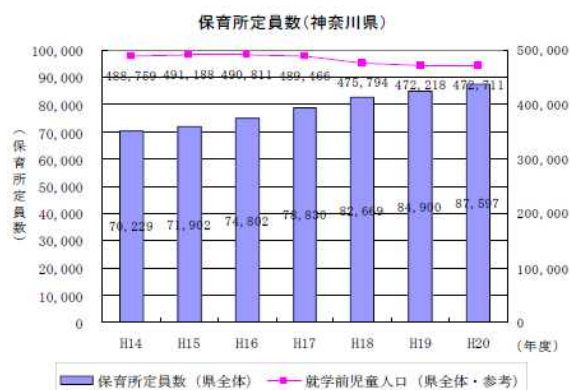
#### 施策の方向

職場における男女平等の推進

多様な働き方を可能にする労働条件や労働環境の改善

女性のチャレンジ支援

仕事と家庭・地域活動との両立への支援



神奈川県保健福祉部調べより作成

## 職場における男女平等の推進

経済のグローバル化、産業構造の転換の進行とともに、従来の年功型賃金や終身雇用の見直しが進み、正社員雇用とは異なる就労形態で働く人が増加しています。

そのため、パート・アルバイト等の適正な待遇や、安定した就労への推進に取り組みます。

また、国や県、関係機関との連携を図り、事業主に対して男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の周知に努め、労働条件の改善及び雇用、就労の場における男女平等が実現されるよう情報提供を充実します。

### 具体的施策

具体的施策	内容
事業主に対する法制度に関する周知	国や県、関係機関との連携により、事業主に対して、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の広報等を通じた周知活動や情報提供を推進します。
安定した就労の支援	希望する多様な働き方ができるよう各種相談窓口の紹介やセミナーを開催します。
働く男女への情報提供	労働に関する法令の普及、啓発や労働条件に関する情報提供を推進します。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現するために、職場において利用してみたい制度はありますか。※複数回答 ※「正社員・正規の職員」「契約社員・委託職員・派遣職員」「パート・アルバイト」「在宅勤務・内職」の者のみ

(人、%)

	総数	短時間勤務	在宅勤務・テレワーク	フレックスタイム勤務	残業の免除	育児などのための休業制度	その他	特になし
総数	5,691	27.3	29.7	40.4	15.1	21.3	3.9	28.7
(性別)								
女性	2,235	31.3	34.0	39.3	14.9	25.2	3.9	27.7
男性	3,456	24.7	27.0	41.1	15.2	18.8	3.9	29.3
(性別・年代別)								
女性								
20歳代	527	40.6	38.1	47.1	23.7	41.9	3.4	16.1
30歳代	598	37.5	40.1	43.8	16.2	33.8	3.7	17.9
40歳代	487	26.7	34.5	39.0	10.9	14.4	4.5	31.8
50歳代	408	22.8	26.7	32.1	10.3	11.0	4.2	40.0
60歳代	215	18.1	19.5	21.9	7.9	12.1	4.2	51.2
男性								
20歳代	608	29.8	24.2	47.5	23.0	27.6	3.5	22.4
30歳代	913	25.7	27.9	45.9	18.1	27.4	5.4	22.8
40歳代	734	23.6	30.5	39.0	15.0	15.7	5.0	28.1
50歳代	834	21.5	26.1	36.6	9.7	9.6	2.5	37.3
60歳代	367	22.9	24.3	33.2	8.4	10.4	1.6	41.4

資料：内閣府・「男女のライフスタイルに関する意識調査」

## 多様な働き方を可能にする労働条件や労働環境の改善

ライフスタイルや価値観が多様化してきており、仕事や家庭生活、地域生活等の調和を図りたいと望む人も少なくありません。

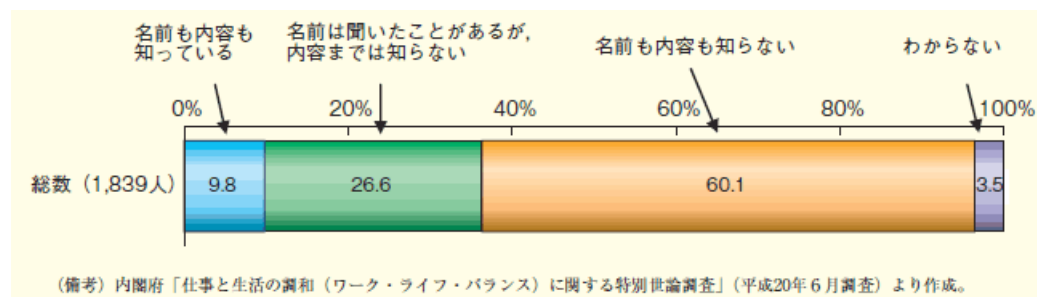
そのため、男女ともに多様な働き方や生き方を選択し、一人ひとりの能力が十分に発揮でき、また、企業にとっても生産性が向上し、競争力が強化される社会を目指した、働き方の見直しを進めていく必要があります。

そのため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指して、男女がともに働きやすい労働環境の整備に努めていきます。

### 具体的施策

具体的施策	内 容
多様な働き方に関する事業主への情報提供	事業主に対して、多様な働き方のできる制度に関する情報提供を推進します。
ワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事と生活の調和の考え方に対する理解を推進します。
ワーク・ライフ・バランスの普及	仕事と生活の調和の普及を図るため、短時間正社員制度やフレックスタイム制、在宅ワークなど、多様な就労形態のあり方を普及啓発します。
パート派遣労働者法の法令の周知	パート派遣労働法等の労働関連の法令や、税金問題について情報提供を推進します。

### 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の認知度



資料：内閣府「男女共同参画白書」

## 女性のチャレンジ支援

就業分野では、これまで男女の片寄りがあった職種に、異性の姿が見受けられるようになってきました。

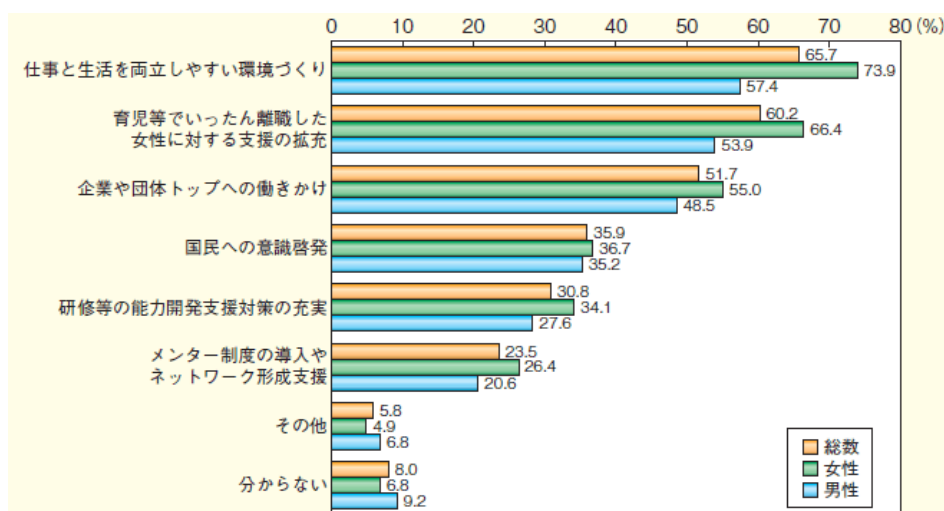
女性がその能力を十分に発揮するため、研修等に参加するよう意識啓発や情報の提供等の働きかけを行います。

また、結婚や出産等で退職した女性が再就職を希望する場合に、事業主が再雇用する制度を設ける等の情報提供を充実します。

### 具体的施策

具体的施策	内容
女性の職業能力向上を図る各種研修の情報提供	女性に対して関係機関等が行う職業能力の向上を図る研修等の情報提供を行います。
災害救援ボランティアへの女性の参画の推進	被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した取り組みを推進します。
女性の起業支援	起業を目指す女性に対して、起業に関する情報提供を行います。
女性の再就職の支援など雇用環境の整備促進	結婚や出産等で退職した女性を再雇用する制度を設ける等、事業主への情報提供を促進します。
キャリアアップを目指す女性への支援	就労を継続し、管理職等を目指す女性を支援する講座等の情報提供を行います。

女性が能力開発・発揮がしやすい社会にするために、行政に期待すること(性別)(複数回答)



(備考) 内閣府「男女のライフスタイルに関する意識調査」(平成21年)より作成。

資料：内閣府「男女共同参画白書」

## 仕事と家庭・地域活動との両立への支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男女がともに育児と仕事、地域活動を両立していけるよう、子育て支援体制の整備・充実を図ります。

ひとり親家庭に対しては自立し、地域で幸せに生活することができるような支援策の充実を図ります。

さらに、介護について、男女がともに担っていくことができるよう、事業主に対して介護休暇制度の啓発に努めるとともに、家庭においても介護の負担が軽減できるよう介護サービスの充実を図ります。

### 具体的施策

具体的施策	内容
保育サービスの充実	働く親を支援するため、町立保育園及び私立保育園で0歳児から5歳児までの保育を行い、待機児童の解消にも努めます。
延長保育の充実	働く親のライフスタイルに対応した延長保育の充実を図ります。
一時預かりの充実	保護者の疾病やリフレッシュ、勤務形態により一時的に保育が必要な子どもを保育園等で預かる事業の充実を図ります。
子育て支援の充実	子育て家庭に対する育児相談指導や、子育てサークルの育成や支援等の充実を図ります。
放課後児童の健全育成対策の充実	小学生を対象に、放課後など、子どもの安全な居場所を確保するための方策の充実を検討します。
育児休業制度の普及・定着の推進	広報等を通じて、育児休業制度の周知や啓発活動を推進します。
男性の育児休業取得促進の働きかけ	女性だけではなく、男性も積極的に育児休業制度を活用し、男女が協力して子育てができるよう事業所等へ働きかけを行います。
介護休業制度の充実	介護休業制度の啓発を図り、利用に向けて情報提供を行います。
介護サービス等の充実	介護保険事業計画を着実に推進するため、利用に向けて情報提供を充実します。

## 基本目標 4 男女の自立促進と健康づくりへの支援

わが国では急速に高齢化が進み、本町においても 65 歳以上の高齢者の割合も年々高くなってきており、高齢化は確実に進んでいます。

高齢者や障害者の介護が必要な場合、その担い手は女性になる場合が多い状況であり、高齢者・障害者の問題を解決することは、女性の問題を解決することにつながります。

家族等の介護においても、男女がともに支えあっていくような意識啓発を図るとともに、高齢期においても、障害者でも、男女がともに自らの自由な選択に基づき、できるだけ自立して生活すること、社会との関わりを持ち続け、豊かで活力ある社会を支える一員として、その役割を積極的に担って、充実した生活ができるような取り組みを行っていきます。

また、高齢になる前から、各個人が生涯を通じていきいきと暮らすためには、個人の努力に対する支援と健康づくりのための環境整備が重要です。そのためには、健康に対する正しい理解と対応、定期的な健康診断等による疾病の早期発見、早期治療を推進していきます。

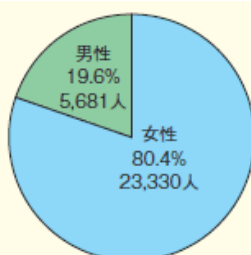
さらに、妊娠、出産は女性の健康管理においては重要なものであり、安心して子どもを生み育てることができるよう支援していきます。

### 施策の方向

高齢者や障害者の自立の支援

生涯を通じた健康づくりへの支援

性別介護労働者割合



(備考) 1. (財) 介護労働安定センター「介護労働実態調査－介護労働者の就業実態と就業意識調査」(平成18年)より作成。  
2. 「無回答」は掲載を省略している。

資料：内閣府「男女共同参画白書」

## 高齢者や障害者の自立の支援

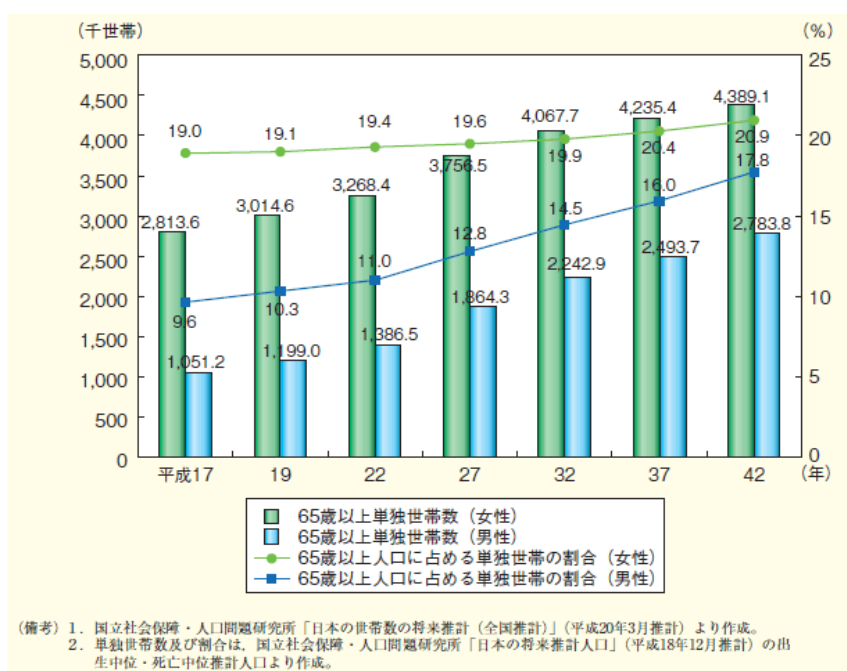
自分の身体について正しい情報を得て判断しながら、生涯にわたって心も含めた身体の健康を維持していく必要があります。

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス等の拡充を図ります。

### 具体的施策

具体的施策	内 容
高齢者福祉計画の推進	男女がいつまでも健やかではつらつと暮らせるよう介護サービスの計画的な提供と福祉サービスの充実を図り、高齢者が自立した生活をおくれるよう支援します。
障害者の自立生活の支援	障害者の社会参加を進め、自立した生活が送れるよう障害の程度に応じた適切なサービスの提供を図ります。

### 65歳以上単独世帯数の将来推計（性別）



資料：内閣府「男女共同参画白書」

## 生涯を通じた健康づくりへの支援

生涯にわたる女性の健康を権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）として保証するため、女性の健康の保持・増進に向けた取り組みを推進するとともに、必要性についての啓発を行います。

また、男女が、それぞれの年齢や健康状態に応じて適切な自己管理ができるように健康意識を高め、各種健康診断等の充実を図り、様々な取り組みを支援していきます。

さらに、女性の妊娠、出産について、安心して子どもを産み育てることができるよう、各種教室の開催や相談窓口、健康診断の充実を図ります。

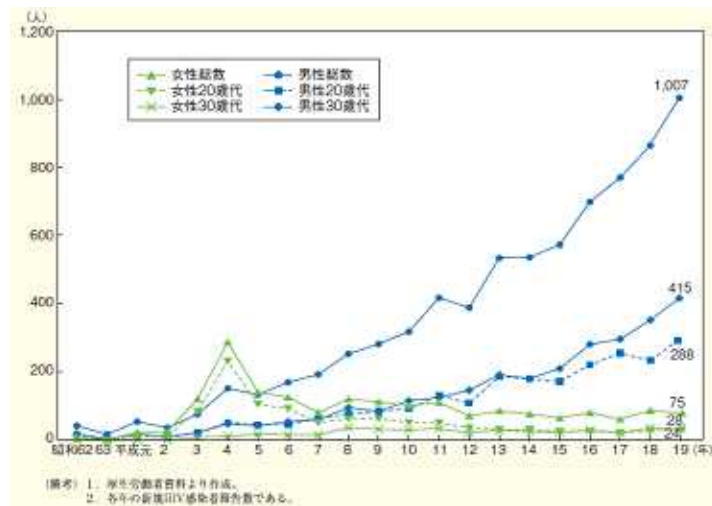
### 具体的施策

具体的施策	内容
健康の自己管理の充実	健康に関する意識を高める意識啓発や健康教室、健康相談、各種健康診査、検診を実施し、またその内容の充実を図り、町民一人ひとりの健康に関する自己管理を推進します。
思春期における性と健康づくりに関する啓発	学校等との連携を図り、思春期における心と身体の健やかな成長を促す啓発活動を推進し、性に関する正しい理解の促進を図ります。
エイズ・性感染症対策のPR	HIV/エイズ、性感染症は健康に大きな影響を及ぼすため、正しい知識を持ち、感染を予防するための啓発活動を推進します。
女性・男性に特有の病気・けがの予防の啓発	乳がんや前立腺がん等、女性や男性それぞれに特有の病気や健康状態に関する情報提供や啓発活動を推進します。
心の健康の充実	身体だけではなく、心の健康についての情報提供や意識啓発、相談活動等を充実し、心身ともに健康な状態を維持できるよう推進します。
乳幼児健診の充実	乳幼児を対象に心身の発達の確認、疾病・異常の早期発見を行い、子どもの健全な発育・発達を促します。
母子保健の健康教室	妊娠中から子どもの成長に合わせた内容の教室により親と子に対する支援を行います。
母子保健の健康相談	育児に関する悩みの軽減等を目的に保健師等による健康相談を随時開催します。



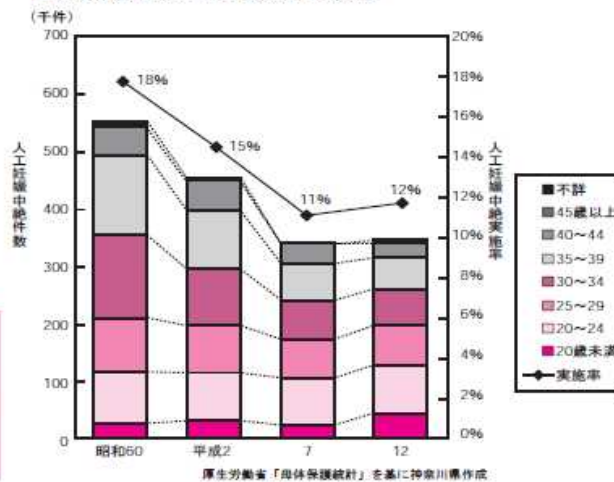
母体保護の普及・啓発	妊婦に対する町民の理解を促すため、マタニティーマーク等を活用するなど、啓発活動を推進します。
妊婦健康診査の実施	妊娠中の健康診査にかかる自己負担の費用の一部を助成します。

HIV感染者の推移（性別・年代別）



資料：内閣府「男女共同参画白書」

年齢階級別にみた人工妊娠中絶の推移



人工妊娠中絶の実施率は、近年、全体としては横ばいですが、20歳未満では増加しています。

資料：「かながわ男女共同参画推進プラン」

## 基本目標 5 計画の推進

男女共同参画社会の実現を総合的に推進し、その理念の浸透を図るために、町（行政）だけでなく、町民、事業所と連携して推進していきます。

### 施策の方向

プランの進行管理・見直し

町（行政）・町民・事業者の連携

### プランの進行管理・見直し

このプランを積極的に推進していくため、実効性のあるものとなるよう取り組みを行います。

#### 具体的施策

具体的施策	内容
計画の推進管理	町各関係機関と連携し、プランの進捗管理・推進を図ります。
プランの見直し・改訂	プランの内容については、社会的、経済的な変化に伴い必要に応じ見直し、改訂を図ります。
プランの進行管理	町の男女共同参画の現状や課題について把握し、施策への反映を図ります。



## 町（行政）・町民・事業者の連携

町（行政）町民、事業所の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を図ります。

地域や町全体が様々な分野で活発な活動を行えるように団体やグループの交流を図り、男女共同参画の意識が高まるような取り組みを行います。

### 具体的施策

具 体 的 施 策	内 容
情報の収集・発信の充実	男女共同参画社会の実現に関する情報の収集や研究等を行い、その成果を町民に情報提供していきます。
町内会等やNPO団体等と連携した事業の実施	町民の自主的な活動と連携した事業を行っていくことにより、男女共同参画意識の高揚を図ります。
町の男女共同参画施策への提案等	町の男女共同参画施策についても、提案や要望等を「町への提案」制度から受け付け、より幅広く着実に進行します。



## 男女共同参画

### シンボルマークについて

内閣府男女共同参画局では、平成21年に男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるにあたり、男女共同参画のシンボルマークを一般公募し、決定しました。このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩いていけたらという願いをこめています。(作：東京都・由佳里さん)

# 附 属 资 料

・・・ 男女共同参画に関する歩み（年表） ・・・

年	国連等	日本	神奈川県
1945 (昭和20年)		・改正選挙法公布 (婦人参政権)	
1946 (昭和21年)	・国連婦人の地位委員会を設置	・初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布 (男女平等明文化・47年施行)	
1947 (昭和22年)		・改正民法公布 (家父長制廃止・48年施行)	
1948 (昭和23年)	世界人権宣言採択	・優生保護法公布、施行	
1956 (昭和31年)		・売春防止法公布(58年施行)	
1961 (昭和36年)		・所得税法改正 (配偶者控除制度新設)	
1967 (昭和42年)	・婦人に対する差別撤廃宣言採択		
1975 (昭和50年)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)世界行動計画、(メキシコ宣言採択)	・「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択 ・総理府に婦人問題企画推進本部設置、総理府婦人問題担当室業務開始	・県会議で「婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択
1976 (昭和51年)	・国連婦人の10年(～85年)	・民法改正(離婚復氏制度)、戸籍法公布、施行	・県知事室に婦人関係行政の窓口設置 ・(財)川崎市中小企業婦人会館開館
1977 (昭和52年)		・国内行動計画策定 ・国立婦人教育会館開館	・県民総務室に婦人班設置 ・県婦人問題懇話会設置
1978 (昭和53年)			・新神奈川計画に婦人総合センター(現在のかながわ女性センター)が位置づけられる ・横浜市婦人会館開館
1979 (昭和54年)	・女子差別撤廃条約採択		
1980 (昭和55年)	・国連婦人の10年(中間年)世界会議(コペンハーゲン)	・民法改正(配偶者の相続分改正・81年施行) ・国連婦人の10年間年全国会議	・横須賀市婦人会館(貸し館業務のみ)開館 ・県民部に婦人総合センター建設準備室設置 ・県下20女性団体による神奈川県婦人の地位向上グループ研究結果報告発行

年	国連等	日本	神奈川県
1981 (昭和56年)	・ILO第156号条約(家族的責任条約)採択	・国内行動計画こうき重点目標を設定	・県婦人問題懇話会 提言「神奈川県婦人の地位向上プラン(仮称)の策定に向けて」 ・県下10女性団体による婦人問題委託研究結果報告 発行
1982 (昭和57年)			・かながわ女性元年 ・かながわ女性プラン策定 ・かながわ女性会議結成 ・県立婦人総合センター開館 ・県民部に婦人企画室設置 ・県労働部に勤労婦人班設置 ・婦人問題協議会設置 ・厚木市婦人会館開館
1983 (昭和58年)			・茅ヶ崎市婦人センター開館 ・県審議会等への女性の参加推進要綱制定
1984 (昭和59年)		・国籍法、戸籍法改正(父母両系主義・85年施行) ・パートタイム労働対策要綱制定	
1985(昭和60年)	・国連婦人の10年の成果を検討し、評価するための世界会議(ナイロビ)・ナイロビ将来戦略採択	・国民年金法改正(専業主婦の基礎年金保証・86年施行)・男女雇用機会均等法公布(86年施行)・女子差別撤廃条約の批准(86年発効)	
1987 (昭和62年)		・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定 ・所得税法改正(配偶者特別控除制度新設)、施行	・新かながわ女性プラン策定 ・かながわ女性会議民間行動計画「私たちの行動計画・かながわ」策定
1988 (昭和63年)		・労働基準法改正(週40時間制)	・婦人総合センター図書館に「山川菊栄文庫」開設 ・横浜女性フォーラム開館
1989 (昭和63年)	・児童の権利に関する条約採択	・新学習指導要領告示(高校家庭科男女必須) ・パートタイム労働指針告示	・神奈川県婦人問題協議会を同女性問題協議会に名称変更
1989 (平成元年)			
1990 (平成2年)	・ナイロビ将来戦略見直し勧告		

年	国連等	日本	神奈川県
1991 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業法公布(92年施行)</li> <li>・新国内行動計画(第一次改定)策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新かながわ女性プラン改定実施計画策定</li> <li>・県民部婦人企画室を同女性政策室に、県立婦人総合センターに名称変更</li> <li>・県審議会等の委員会への女性の登用推進要綱制定</li> </ul>
1992 (平成4年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境と開発に関する国連会議(リオデジャネイロ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科以後休業制度等に関するガイドラインの策定</li> <li>・初の婦人問題担当大臣誕生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・逗子市に女性市長誕生</li> </ul>
1993 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連世界人権会議(ウィソ)ウィソ宣言採択</li> <li>・女性に対する暴力の撤廃に関する宣言採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートタイム労働法公布、施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーラムよこはま開館</li> </ul>
1994 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ILO175号条約(パートタイム労働に関する条約)採択</li> <li>・アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣に男女共同参画推進本部設置</li> <li>・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置</li> <li>・児童の権利に関する条約批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回東アジア女性フォーラム(現アジア女性有効交流会議)をかながわ女性センターにて開催</li> <li>・南足柄市女性センター開館</li> </ul>
1995 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回世界女性会議(北京)NGOフォーラム開催、北京宣言、行動綱領採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業法改正(介護休業制度)公布(98年施行)</li> <li>・ILO156号条約(家族的責任条約)批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デュオよこすか開館</li> <li>・県に女性副知事誕生</li> </ul>
1996 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・優生保護法を改正、母体保護法として公布、施行</li> <li>・男女共同参画2000年プラン策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県立かながわ女性センターの今後の運営について(答申)</li> </ul>
1997 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法改定(女子保護規定撤廃)</li> <li>・男女雇用機会均等法改正(女子差別禁止、セクハラ防止義務)(99年施行)</li> <li>・育児・介護休業法改正(深夜業制限)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かながわ新総合計画21の「共に生きる参加型社会をめざして」に「男女共同参画社会の実現」を位置づけ</li> <li>・かながわ女性プラン21策定</li> <li>・かながわ女性センターで、女性総合相談窓口スタート</li> <li>・女性への暴力相談等関係機関連絡会発足</li> </ul>
1998 (平成10年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・茅ヶ崎市女性センター、機能を拡充し、移転、開館</li> </ul>



年	国連等	日本	神奈川県
1999 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会基本法公布・施行</li> <li>・食糧・農業・農村基本法の公布・施行(女性の参画の促進)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)開館</li> <li>・女性への暴力相談「週末ホットライン」開設</li> </ul>
2000 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連特別総会(女性2000年会議)開催(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画基本計画策定</li> <li>・介護保険法の施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模原市男女共同参画推進センター(ルイスさがみ)開館</li> <li>・かながわ女性センターで「女性への暴力相談」窓口設置</li> </ul>
2001 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府に男女共同参画局設置</li> <li>・男女共同参画会議設置</li> <li>・配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律(以下、「配偶者暴力防止法」という)公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市男女共同参画推進条例公布・施行</li> <li>・川崎市男女平等かわさき条例公布・施行</li> <li>・配偶者暴力相談窓口設置</li> <li>・横須賀市男女共同参画推進条例公布(02年施行)</li> </ul>
2002 (平成14年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・県男女共同参画推進条例公布・施行</li> <li>・神奈川県男女共同参画審議会設置</li> <li>・配偶者暴力相談支援センター設置</li> </ul>
2003 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性差別撤廃委員会において、日本に対する審査が行われた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援対策推進法公布(05年全面施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県かながわ男女共同参画推進プラン策定(03年度から概ね5年間)</li> <li>・さがみはら男女共同参画推進条例公布(04年施行)</li> </ul>
2004 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者暴力防止法改正</li> <li>・育児・介護休業法改正(育児・介護取得の期間雇用者の適用拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設)(05年施行)</li> </ul>	

年	国連等	日本	神奈川県
2005 (平成 17 年)	・北京 + 10 (第 49 回国連婦人の地位委員会)	・次世代育成支援対策推進法全面施行 ・男女共同参画基本計画 (第 2 次) 策定	・かながわ女性センター かながわ女性キャリア支援センターを設置 ・横浜市婦人会館閉館。男女共同参画センター-横浜南として開館 ・フォーラムよこはま閉館。男女共同参画センター-横浜北開館
2006 (平成 18 年)	・第 1 回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 (東京)	・男女雇用機会均等法改正 (間接差別禁止、談瀨を含むセクハラ禁止) (07 年施行)	・県かながわ DV 被害者支援プラン策定
2007 (平成 19 年)		・パートタイム労働法の改正 (均等の取れた処遇の確保の促進) (08 年施行) ・配偶者暴力防止法改正 (08 年施行) ・仕事と生活の調和 (ワークライフバランス) 憲章、及び、仕事と生活の調和推進のための行動指針策定	

## 関係法令

### 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日 法律第78号）

改正 平成11年 7月16日 法律第102号

同 11年12月22日 同 第160号

#### 目次

##### 前文

##### 第1章 総則（第1条 第12条）

##### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条 第20条）

##### 第3章 男女共同参画会議（第21条 第28条）

##### 附則

わが国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方団体及び国民の壇上共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社旗経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の平静に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

( 1 ) 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が金甌に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

( 2 ) 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

( 男女の人権の尊重 )

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

( 社会における制度又は慣行についての配慮 )

第 4 条 壇上共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻止する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。

( 政策等の立案及び決定への共同参画 )

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

( 家庭生活における活動と他の活動の両立 )

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにするということを旨として、行われなければならない。

( 国際的協力 )

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

( 国の責務 )

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

( 地方公共団体の責務 )

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務がある。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下【男女共同参画基本計画】という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に構すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号にあげるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遠慮なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について、準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に構すべき男女共同参画社会の形

#### 成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置をこうじなければならない。

（駆除の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置取り扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置絵尾講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の液性に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、額国政府又は国際機関との上方交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の詰問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があるときと認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
  - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
  - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議  
に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号） 抄  
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。



# 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(昭和47年7月1日法律第113号)

最終改正：平成20年5月2日法律第26号

第1章 総則(第1条 第4条)

第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第1節 性別を理由とする差別の禁止等(第5条 第10条)

第2節 事業主の講ずべき措置(第11条 第13条)

第3節 事業主に対する国の援助(第14条)

第3章 紛争の解決

第1節 紛争の解決の援助(第15条 第17条)

第2節 調停(第18条 第27条)

第4章 雑則(第28条 第32条)

第5章 罰則(第33条)

附則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

第2条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にとっては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従って、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第3条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

第4条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針(以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項

(2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前2項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

## 第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

### 第1節 性別を理由とする差別の禁止等

(性別を理由とする差別の禁止)

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第6条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

(1) 労働者の配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格及び教育訓練

(2) 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であって厚生労働省令で定めるもの

(3) 労働者の職種及び雇用形態の変更

(4) 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(性別以外の事由を要件とする措置)

第7条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であって労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第8条 前3条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関する措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第9条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後1年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

（指針）

第10条 厚生労働大臣は、第5条から第7条まで及び前条第1項から第3項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

2 第4条第4項及び第5項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

## 第2節 事業主の講ずべき措置

（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第12条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第13条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

### 第3節 事業主に対する国の援助

第14条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

- (1) その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
- (2) 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善するに当たって必要となる措置に関する計画の作成
- (3) 前号の計画で定める措置の実施
- (4) 前3号の措置を実施するために必要な体制の整備
- (5) 前各号の措置の実施状況の開示

## 第3章 紛争の解決

### 第1節 紛争の解決の援助

（苦情の自主的解決）

第15条 事業主は、第6条、第7条、第9条、第12条及び第13条第1項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第16条 第5条から第七条まで、第9条、第11条第1項、第12条及び第13条第1項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第4条、第5条及び第12条から第19条までの規定は適用せず、次条から第27条までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第17条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

## 第2節 調停

(調停の委任)

第18条 都道府県労働局長は、第16条に規定する紛争(労働者の募集及び採用についての紛争を除く。)について、当該紛争の当事者(以下「関係当事者」という。)の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)に調停を行わせるものとする。

2 前条第2項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第19条 前条第一項の規定に基づく調停(以下この節において「調停」という。)は、3人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第20条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第11条第1項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行ったとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第21条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第22条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第23条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第24条 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第2項の通知を受けた日から30以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

( 訴訟手続の中止 )

第 2 5 条 第 1 8 条第 1 項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて  
関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由が  
あり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、4 月以内の  
期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

- (1) 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。
- (2) 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によって当該紛争の解決を  
図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第 1 項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第 1 項の決定を取り消  
す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

( 資料提供の要求等 )

第 2 6 条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認  
めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができ  
る。

( 厚生労働省令への委任 )

第 2 7 条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省  
令で定める。

#### 第 4 章 雑則

( 調査等 )

第 2 8 条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し  
必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提  
供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を  
求めることができる。

( 報告の徴収並びに助言、指導及び勧告 )

第 2 9 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業  
主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、そ  
の一部を都道府県労働局長に委任することができる。

( 公表 )

第 3 0 条 厚生労働大臣は、第 5 条から第七条まで、第 9 条第 1 項から第 3 項まで、  
第 1 1 条第 1 項、第 1 2 条及び第 1 3 条第 1 項の規定に違反している事業主に対し、  
前条第 1 項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従  
わなかつたときは、その旨を公表することができる。

( 船員に関する特例 )

第31条 船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第4条第1項並びに同条第4項及び第5項(同条第6項、第10条第2項、第11条第3項及び第13条第3項において準用する場合を含む。)、第10条第1項、第11条第2項、第13条第2項並びに前3条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第4条第4項(同条第6項、第10条第2項、第11条第3項及び第13条第3項において準用する場合を含む。)中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第6条第2号、第7条、第9条第3項、第12条及び第29条第2項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第9条第3項中「労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法(昭和22年法律第100号)第87条第1項又は第2項の規定によって作業に従事しなかつたこと」と、第17条第1項、第18条第1項及び第29条第2項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、第18条第1項中「第6条第1項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)」とあるのは「第21条第3項のあっせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第18条第1項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第19条から第27条までの規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、3人の調停員で構成する合議体で取り扱う。

4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

5 第20条から第27条までの規定は、第2項の調停について準用する。この場合において、第20条から第23条まで及び第26条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第21条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)が置かれる地方運輸局(運輸監理部を含む。)」と、第26条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第27条中「この節」とあるのは「第31条第3項から第5項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第32条 第2章第1節及び第3節、前章、第29条並びに第30条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第2章第2節の規定は、一般職の国家公務員(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第2条第4号の職員を除く。)、裁判所職員臨時措置法(昭和26年法律第299号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭和22年法律第85号)の適用を受ける国会職員及び自衛隊法(昭和29年法律第160号)第2条第5項に規定する隊員に関しては適用しない。

## 第5章 罰則

第33条 第29条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年12月2日法律第78号)

- 1 この法律(第1条を除く。)は、昭和59年7月1日から施行する。
- 2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (昭和60年6月1日法律第45号) 抄  
(施行期日)

第1条 この法律は、昭和61年4月1日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第20条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第1条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び第2条の規定による改正後の労働基準法第6章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成3年5月15日法律第76号) 抄  
(施行期日)

第1条 この法律は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年6月9日法律第107号) 抄  
(施行期日)

第1条 この法律は、平成7年10月1日から施行する。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)



第九条 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家については、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第30条及び第31条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家に関し、労働省令で定めるところにより、当該働く婦人の家を設置している地方公共団体が当該働く婦人の家を第2条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第34条に規定する勤労者家庭支援施設に変更したい旨の申出を労働大臣に行い、労働大臣が当該申出を承認した場合には、当該承認の日において、当該働く婦人の家は、同条に規定する勤労者家庭支援施設となるものとする。

附 則 （平成9年6月18日法律第92号） 抄  
（施行期日）

第1条 この法律は、平成11年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第3条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第5条、第6条、第7条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第3条、第6条、第7条、第10条及び第14条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日
- (2) 第1条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第26条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定（「事業主は」の下に「、労働省令で定めるところにより」を加える部分及び「できるような配慮をするように努めなければならない」を「できるようにしなければならない」に改める部分に限る。）、同法第27条の改正規定（「講ずるように努めなければならない」を「講じなければならない」に改める部分及び同条に2項を加える部分に限る。）、同法第34条の改正規定（「及び第12条第2項」を「、第12条第2項及び第27条第3項」に改める部分、「第12条第1項」の下に「、第27条第2項」を加える部分及び「第14条及び」を「第14条、第26条及び」に改める部分に限る。）及び同法第35条の改正規定、第3条中労働基準法第65条第1項の改正規定（「10週間」を「14週間」に改める部分に限る。）、第7条中労働省設置法第5条第41号の改正規定（「が講ずるように努めるべき措置についての」を「に対する」に改める部分に限る。）並びに附則第五条、第12条及び第13条の規定並びに附則第14条中運輸省設置法（昭和24年法律第157号）第4条第1項第24号の2の3の改正規定（「講ずるように努めるべき措置についての指針」を「講ずべき措置についての指針等」に改める部分に限る。） 平成10年4月1日（罰則に関する経過措置）

第2条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成11年7月16日法律第87号） 抄  
（施行期日）

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中地方自治法第250条の次に5条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第250条の(9)第1項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第40条中自然公園法附則第9項及び第10項の改正規定（同法附則第10項に係る部分に限る。）、第244条の規定（農業改良助長法第14条の(3)の改正規定に係る部分を除く。）並びに第472条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第6条、第8条及び第17条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4項から第6項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定 公布の日

（新地方自治法第156条第4項の適用の特例）

第122条 第375条の規定による改正後の労働省設置法の規定による都道府県労働局（以下「都道府県労働局」という。）であって、この法律の施行の際第375条の規定による改正前の労働省設置法の規定による都道府県労働基準局の位置と同一の位置に設けられているものについては、新地方自治法第156条第4項の規定は、適用しない。

（職業安定関係地方事務官に関する経過措置）

第123条 この法律の施行の際現に旧地方自治法附則第8条に規定する職員（労働大臣又はその委任を受けた者により任命された者に限る。附則第158条において「職業安定関係地方事務官」という。）である者は、別に辞令が発せられない限り、相当の都道府県労働局の職員となるものとする。

（地方労働基準審議会等に関する経過措置）

第124条 この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による地方労働基準審議会、地方職業安定審議会、地区職業安定審議会、地方最低賃金審議会、地方家内労働審議会及び機会均等調停委員会並びにその会長、委員その他の職員は、相当の都道府県労働局の相当の機関及び職員となり、同一性をもって存続するものとする。

（国等の事務）

第159条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第161条にお

いて「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第160条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第163条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第2条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第161条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第162条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第163条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第164条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第18条、第51条及び第184条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第250条 新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第1に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第251条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第252条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成11年7月16日法律第104号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年7月11日法律第112号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成13年11月16日法律第118号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年5月31日法律第54号) 抄

( 施行期日 )

第 1 条 この法律は、平成 1 4 年 7 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

第 2 8 条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令 ( 以下「旧法令」という。 ) の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長 ( 以下「海運監理部長等」という。 ) がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為 ( 以下「処分等」という。 ) は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令 ( 以下「新法令」という。 ) の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長 ( 以下「運輸監理部長等」という。 ) がした処分等とみなす。

第 2 9 条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為 ( 以下「申請等」という。 ) は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

第 3 0 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 ( 平成 1 4 年 7 月 3 1 日法律第 9 8 号 ) 抄

( 施行期日 )

第 1 条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

( 1 ) 第 1 章第 1 節 ( 別表第 1 から別表第 4 までを含む。 ) 並びに附則第 2 8 条第 2 項、第 3 3 条第 2 項及び第 3 項並びに第 3 9 条の規定 公布の日

( 罰則に関する経過措置 )

第 3 8 条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

( その他の経過措置の政令への委任 )

第 3 9 条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置 ( 罰則に関する経過措置を含む。 ) は、政令で定める。

附 則 ( 平成 1 8 年 6 月 2 1 日法律第 8 2 号 ) 抄

( 施行期日 )

第 1 条 この法律は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 7 条の規定は、社会保険労務士法の一部を改正する法律 ( 平成 1 7 年法律第 6 2 号 ) 中社会保険労務士法 ( 昭和 4 3 年法律第 8 9 号 ) 第 2 条第 1 項第 1 号の 4 の改正規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置)

第2条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)第6条第1項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)に係属している同法第五条第一項のあっせんに係る紛争については、第1条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「新法」という。)第16条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(時効の中断に関する経過措置)

第3条 この法律の施行の際現に委員会に係属している第1条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第14条第1項の調停に関し当該調停の目的となっている請求についての新法第24条の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第4条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第5条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法及び第2条の規定による改正後の労働基準法第64条の2の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成20年5月2日法律第26号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成20年10月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第6条 この法律の施行前にした行為及び前条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第9条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則

(昭和61年1月27日労働省令第2号)

最終改正：平成19年10月1日厚生労働省令第121号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(昭和47年法律第113号)第9条、第10条、第14条、第21条及び第33条第2項の規定に基づき、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律施行規則を次のように定める。

(福利厚生)

第1条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「法」という。)第6条第2号の厚生労働省令で定める福利厚生の措置は、次のとおりとする。

- (1) 生活資金、教育資金その他労働者の福祉の増進のために行われる資金の貸付け
- (2) 労働者の福祉の増進のために定期的に行われる金銭の給付
- (3) 労働者の資産形成のために行われる金銭の給付
- (4) 住宅の貸与

(実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置)

第2条 法第7条の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 労働者の募集又は採用に関する措置であって、労働者の身長、体重又は体力に関する事由を要件とするもの
- (2) 労働者の募集又は採用に関する措置(事業主が、その雇用する労働者について、労働者の職種、資格等に基づき複数のコースを設定し、コースごとに異なる雇用管理を行う場合において、当該複数のコースのうち当該事業主の事業の運営の基幹となる事項に関する企画立案、営業、研究開発等を行う労働者が属するコースについて行うものに限る。)であつて、労働者の住居の移転を伴う配置転換に応じることができることを要件とするもの
- (3) 労働者の昇進に関する措置であつて、労働者が勤務する事業場と異なる事業場に配置転換された経験があることを要件とするもの

(妊娠又は出産に関する事由)

第2条の2 法第9条第3項の厚生労働省令で定める妊娠又は出産に関する事由は、次のとおりとする。

- (1) 妊娠したこと。
- (2) 出産したこと。
- (3) 法第12条若しくは第13条第1項の規定による措置を求め、又はこれらの規定による措置を受けたこと。
- (4) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第64条の2第1号若しくは第64条の3第1項の規定により業務に就くことができず、若しくはこれらの規定によ

り業務に従事しなかつたこと又は同法第64条の2第1号若しくは女性労働基準規則（昭和61年労働省令第3号）第2条第2項の規定による申出をし、若しくはこれらの規定により業務に従事しなかつたこと。

- (5) 労働基準法第65条第1項の規定による休業を請求し、若しくは同項の規定による休業をしたこと又は同条第2項の規定により就業できず、若しくは同項の規定による休業をしたこと。
- (6) 労働基準法第65条第3項の規定による請求をし、又は同項の規定により他の軽易な業務に転換したこと。
- (7) 労働基準法第66条第1項の規定による請求をし、若しくは同項の規定により1週間について同法第32条第1項の労働時間若しくは一日について同条第2項の労働時間を超えて労働しなかつたこと、同法第66条第2項の規定による請求をし、若しくは同項の規定により時間外労働をせず若しくは休日に労働しなかつたこと又は同法第66条第3項の規定による請求をし、若しくは同項の規定により深夜業をしなかつたこと。
- (8) 労働基準法第67条第1項の規定による請求をし、又は同条第2項の規定による育児時間を取得したこと。
- (9) 妊娠又は出産に起因する症状により労務の提供ができないこと若しくはできなかつたこと又は労働能率が低下したこと。

（法第12条の措置）

第2条の3 事業主は、次に定めるところにより、その雇用する女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

- (1) 当該女性労働者が妊娠中である場合にあっては、次の表の上欄に掲げる妊娠週数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以内ごとに1回、当該必要な時間を確保することができるようにすること。ただし、医師又は助産師がこれと異なる指示をしたときは、その指示するところにより、当該必要な時間を確保することができるようにすること。

妊娠週数	期間
妊娠23週まで	4週
妊娠24週から35週まで	2週
妊娠36週から出産まで	1週

- (2) 当該女性労働者が出産後1年以内である場合にあっては、医師又は助産師が保健指導又は健康診査を受けることを指示したときは、その指示するところにより、当該必要な時間を確保することができるようにすること。

（主任調停委員）

第3条 紛争調整委員会（以下「委員会」という。）の会長は、調停委員のうちから、法第18条第1項の規定により委任を受けて同項に規定する紛争についての調停を



行うための会議（以下「機会均等調停会議」という。）を主任となって主宰する調停委員（以下「主任調停委員」という。）を指名する。

2 主任調停委員に事故があるときは、あらかじめその指名する調停委員が、その職務を代理する。

（機会均等調停会議）

第4条 機会均等調停会議は、主任調停委員が招集する。

2 機会均等調停会議は、調停委員2人以上が出席しなければ、開くことができない。

3 機会均等調停会議は、公開しない。

（機会均等調停会議の庶務）

第5条 機会均等調停会議の庶務は、当該都道府県労働局雇用均等室において処理する。

（調停の申請）

第6条 法第18条第1項の調停（以下「調停」という。）の申請をしようとする者は、調停申請書（別記様式）を当該調停に係る紛争の関係当事者（労働者及び事業主をいう。以下同じ。）である労働者に係る事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

（調停開始の決定）

第7条 都道府県労働局長は、委員会に調停を行わせることとしたときは、遅滞なく、その旨を会長及び主任調停委員に通知するものとする。

2 都道府県労働局長は、委員会に調停を行わせることとしたときは関係当事者の双方に対して、調停を行わせないこととしたときは調停を申請した関係当事者に対して、遅滞なく、その旨を書面によって通知するものとする。

（関係当事者等からの事情聴取等）

第8条 法第20条第1項又は第2項の規定により委員会から出頭を求められた者は、機会均等調停会議に出頭しなければならない。この場合において、当該出頭を求められた者は、主任調停委員の許可を得て、補佐人を伴って出頭することができる。

2 補佐人は、主任調停委員の許可を得て陳述を行うことができる。

3 法第20条第1項又は第2項の規定により委員会から出頭を求められた者は、主任調停委員の許可を得て当該事件について意見を述べることができる。この場合において、法第20条第1項の規定により委員会から出頭を求められた者は、主任調停委員の許可を得て他人に代理させることができる。

4 前項の規定により他人に代理させることについて主任調停委員の許可を得ようとする者は、代理人の氏名、住所及び職業を記載した書面に、代理権授与の事実を証明する書面を添付して、主任調停委員に提出しなければならない。

（文書等の提出）

第9条 委員会は、当該事件の事実の調査のために必要があると認めるときは、関係当事者に対し、当該事件に係る文書又は物件の提出を求めることができる。

(調停手続の実施の委任)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、調停の手続の一部を特定の調停委員に行わせることができる。この場合において、第4条第1項及び第2項の規定は適用せず、第8条の規定の適用については、同条中「主任調停委員」とあるのは、「特定の調停委員」とする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、当該事件の事実の調査を都道府県労働局雇用均等室の職員に委嘱することができる。

(関係労使を代表する者の指名)

第11条 委員会は、法第21条の規定により意見を聴く必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体に対して、期限を付して関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者の指名を求めるものとする。

2 前項の求めがあつた場合には、当該労働者団体又は事業主団体は、当該事件につき意見を述べる者の氏名及び住所を委員会に通知するものとする。

(調停案の受諾の勧告)

第12条 調停案の作成は、調停委員の全員一致をもつて行うものとする。

2 委員会は、調停案の受諾を勧告する場合には、関係当事者の双方に対し、受諾すべき期限を定めて行うものとする。

3 関係当事者は、調停案を受諾したときは、その旨を記載し、記名押印した書面を委員会に提出しなければならない。

(深夜業に従事する女性労働者に対する措置)

第13条 事業主は、女性労働者の職業生活の充実を図るため、当分の間、女性労働者を深夜業に従事させる場合には、通勤及び業務の遂行の際における当該女性労働者の安全の確保に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(権限の委任)

第14条 法第29条第1項に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働大臣が全国的に重要であると認められた事案に係るものを除き、事業主の事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うものとする。

附 則

この省令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年9月25日労働省令第31号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(平成9年10月1日)から施行する。ただし、第11条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律施行規則第17

条の次に1条を加える改正規定は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月13日労働省令第7号）抄  
（施行期日）

- 1 この省令は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

附 則（平成11年1月11日労働省令第5号）抄  
1 この省令は、公布の日から施行する。

- 3 第2条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律施行規則第九条の規定による調停申請書は、当分の間、なお従前の様式によることができる。この場合には、押印することを要しない。

附 則（平成12年1月31日労働省令第2号）抄  
（施行期日）

第1条 この省令は、平成12年4月1日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第2条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（以下「地方分権推進整備法」という。）の施行前に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定（これらの規定を準用する他の法律又はこれに基づく政令の規定を含む。以下同じ。）により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事が行った許可等の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又は地方分権推進整備法の施行の際現に改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく政令の規定により都道府県労働基準局長若しくは都道府県知事に対してされている許可等の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）で、地方分権推進整備法の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を地方分権推進整備法による改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の規定（これらの規定を準用する他の法律又はこれに基づく労働省令の規定を含む。以下同じ。）により都道府県労働局長が行うこととなるものは、地方分権推進整備法の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の適用については、改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の相当規定により都道府県労働局長がした処分等の行為又は都道府県労働局長に対してされた申請等の行為とみなす。

第3条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた処分等の行為又はこの省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりされている申請等の行為で、この省令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処

分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第4条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定により国又は地方公共団体の機関又は職員に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを改正後のそれぞれの省令の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関又は職員に対して報告、届出、提出をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

第6条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第7条 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附 則（平成12年10月31日労働省令第41号）抄  
（施行期日）

第1条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（平成13年9月19日厚生労働省令第191号）抄  
（施行期日）

第1条 この省令は、法の施行の日（平成13年10月1日）から施行する。  
（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第3条 この省令の施行の日の前日において従前の機会均等調停委員会の委員である者の任期は、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則第五条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（平成14年2月22日厚生労働省令第14号）

- 1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成14年3月1日）から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成18年10月11日厚生労働省令第183号）  
この省令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成19年10月1日厚生労働省令第121号） 抄  
（施行期日）

第1条 この省令は、平成20年4月1日から施行する。

別記様式 （第6条関係）  
（略）

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：平成19年7月11日法律第113号

### 第1章 総則(第1条・第2条)

#### 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等(第2条の2・第2条の3)

### 第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条 第5条)

### 第3章 被害者の保護(第6条 第9条の2)

### 第4章 保護命令(第10条 第22条)

### 第5章 雑則(第23条 第28条)

### 第6章 罰則(第29条・第30条)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### (定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関

係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画

の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。



- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）児童福祉法（昭和22年法律第164号）母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市

町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近を

はいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項については相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配

偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深

めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第5条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

#### 第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。



## 附 則 抄

### ( 施行期日 )

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

### ( 経過措置 )

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

### ( 検討 )

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則 （平成16年6月2日法律第64号）

### ( 施行期日 )

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

### ( 経過措置 )

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

### ( 検討 )

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成19年7月11日法律第113号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。